

みんなの願いは窓口無料 すすめる会ニュース 25-2 号

2025 年 11 月 28 日(金) 発行:福祉医療給付制度の改善をすすめる会

(380-0838 長野市県町593長野県高校教育会館3階・長野県社保協内 TEL026-219-6314)

すすめる会は11月20日、福祉医療給付制度のさらなる拡充を県知事に要請しました。6名が要請行動に参加しています。県側は健康福祉部長ら3名が対応いただきました。参加者は県に、それぞれの立場から要望を伝えました。なお懇談には、日本共産党の両角友成県議が同席しました。(下写真:左から、笹渕美香健康福祉部長と宮澤里恵すすめる会副会長)



● 障がい者医療費助成の窓口無料化を

障害者の生活と権利を守る長野県連絡協議会(障県協)の副代表で、すすめる会副会長の原金二さんは、障がい者医療費助成の窓口無料化について要望。原さんは、障がい者を対象とした県の実態調査の結果を参照し「行政において力を入れて欲しいこと」で圧倒的に多かったのが「医療費の負担軽減」で 35.4%だったことを指摘しました。

そして「全国的に見れば、障がい者の福祉医療における現物給付化は広がってきて、33 都道府県まで来ている。長野県はまだ残念ながら入っていません。長野県のようにまだやっていない県が一日でも早く実施することが、国レベルの医療費助成制度につながる。そういう意味でもぜひ長野県でやってほしい」、「物価高騰の折、本当に大変苦しい状態に追い込まれているのが実態。現物給付化の実現を一日も早く」と訴えました。

● 精神障がい者の入院分も助成適用を

NPO 法人ポプラの会の大堀尚美さんは、「身体・知的障がい者と平等となるよう、精神障がい者の助成対象に1・2級の入院を加えてください」という要望について訴えました。

大堀さんは「精神障害者の福祉医療を実現する長野県民会議(県民会議)」としての活動を紹介し、「長野県は基準として身体障害者手帳の方は3級までの入院・外来まで、療育手帳も B1 の入院・外来までが対象。(一方で)精神は外来の2級までは対象だが入院は助成がない」と指摘し、「市町村では精神の入院分まで助成を拡大し医療費負担の軽減を図っている。白馬村、安曇野市、千曲市等で取り組んでいるので、ぜひ県としても底上げを」と要望しました。また他都道府県の状況について、山梨、富山、新潟、愛知、奈良県で入院までの助成があることを紹介しました。

大堀さんは「入院費まで助成してもらったとしても、それで入院が増えるわけではない」とし、精神障がい者への助成が他の障がいと平等になるよう要望したいと述べました。

● 県による子ども医療費助成さらなる拡充を

新日本婦人の会長野県本部の宮澤里恵さん(すすめる会副会長)は、すべての市町村で18歳までの医療費助成が進んだことに感謝を示しつつ、自己負担金がある市町村もまだまだ多く残っていると指摘し「長野県で対象年齢を18歳まで拡大すれば、すべての市町村で自己負担金をなくすることも叶うのではないかと述べました。

「物価高騰で子育て世帯は生活も大変だし、どこに住んでいてもお金の心配がなく安心して医療を受診できるような制度になってほしい」と訴えました。

新日本婦人の会長野支部の高橋由記さんは、大学2年、高校3年、小学1年の子どもを育てている自身の経験から発言しました。

高校生の子が進学を控え、教育費の負担について親を気遣っている現状があるなか「最近、(子どもが)歯に違和感があり、その日に自ら予約して歯医者を受診し早期治療ができた。子ども自身が、とても安心して生活できています」と自己負担金のない窓口無料制度による安心感を述べました。「すべての子どもが心身ともに健康に過ごせるような長野県にしていきたい」と要望しました。

(下図、県の回答書)

福祉医療給付制度の改善をすすめる会の要請に対する回答

要請事項	回 答
1 福祉医療給付制度のすべての事業を現物給付方式としてください。	現物給付の範囲を拡大した場合、「国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置」や「健康保険組合の附加給付停止」の影響により、県・市町村に新たな財政負担が生じるため、慎重に検討する必要があります。 また、子どもや障がい者の福祉増進のための医療費助成については、本来、国の責任により、社会保障政策の中で位置付けられるべきものと考えます。 県としては、「国民健康保険の減額調整措置の廃止」や「国レベルの医療費助成制度の創設」について、引き続き国に要望してまいります。
2 自己負担金を廃止してください。	受給者負担金については、福祉医療費助成が、将来にわたり持続可能な制度として県民福祉の向上に寄与するよう、ご負担いただいているものです。 受給者の皆様にも共に制度を支えていただくため、必要な取組と考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。
3 県としてこども医療費の助成対象を18歳年度末まで拡大してください。	子ども医療費の助成については、少子化対策の観点から大変重要と認識しており、令和6年4月からは、通院医療費の県費負担の対象を「小学校3年生」から「中学校3年生まで」に拡大したところです。 一方で、県費負担の対象のさらなる拡大については、県財政への影響も大きいことから、子ども・子育て支援策全体の中で、国や市町村の動向なども踏まえながら、慎重に検討する必要があると考えます。
4 保険者努力支援制度における「こども医療の適正化に係る取組み評価指標（窓口負担復活を促す内容）」はやめるよう、国に求めてください。	県としては、前述のとおり受給者負担金を必要なものと考えております。 また、現在県内4割弱の市町村が受給者負担金を設けており、窓口負担及び受給者負担金の存続、撤廃については、実施主体である市町村の判断としております。
5 身体・知的障害者と平等となる用、精神障がい者の助成対象に1・2級の入院を加えてください。	精神障がい者の入院医療費助成に対する補助については、入院医療費も対象となっている他の障がいとの均衡を踏まえると、県としても課題と認識しています。 今後の支援の在り方について、協議を開始したところであり、市町村の意見を丁寧にお聞きしつつ検討を進めてまいります。
6 制度のあり方については、当事者参加のもとで検討を行ってください。	福祉医療制度については、実施主体である市町村のお考えを十分にお聞きし、関係団体の皆様のご意見も伺いながら、県民の皆様の福祉の向上に資するよう、適切な運用に努めてまいります。

精神障がい者の入院分も助成対象へ

県は助成格差の解消へ検討開始

県による回答書には「精神障がい者の入院医療費助成に対する補助については、入院医療費も対象となっている他の障がいとの均衡を踏まえると、県としても課題と認識」と記載されました。

懇談で県の担当者は、市長会、町村会からも同様の要望があるとし「他の障がいと精神障がいの間で差があるのは、本来の姿ではないというのは県としても課題だと認識している」と述べました。そのうえで市町村の意見聴取を開始していると明らかにしました。「できるだけ早く解消できる方向へ持っていきたい」という発言もありました。

すすめる会は、精神障がい者の入院分の適用についての県の前進回答を歓迎します。早期の制度見直しを求めます。

